

豊浦町総合戦略策定会議 運営要綱

平成 27 年 6 月 1 日

（設置）

第 1 条 豊浦町総合戦略策定会議（以下、「策定会議」という。）は、人口減少、少子・高齢社会において、将来にわたり活力ある本町地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に向けて、必要な取組を検討し、一体的に推進するために、豊浦町版人口ビジョン及び総合戦略に関する施策の推進において、欠くことのできない、産官学金労言の各団体及び町民の視点から意見交換を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 2 条 策定会議は、豊浦町版人口ビジョン及び総合戦略に関する施策の策定及び推進に向け、豊浦町が人口減少社会の中で生き抜き、発展していくために行うべき取組に関することの意見交換を行う。

（構成）

第 3 条 検策定会議委員は、地域計画等に精通する学識経験者等、豊浦町版人口ビジョン及び総合戦略に関する施策の推進において、欠くことのできない、産官学金労言の各団体及び町民等をもって構成する。

（座長）

- 第 4 条 策定会議には、座長を置く。
- 2 座長は学識経験者がその任を行う。
 - 3 座長は、策定会議を統括し、進行を司る。

（事務局）

第 5 条 本部の庶務は、総務課において処理する。

（策定会議の開催）

- 第 6 条 策定会議の開催は、事務局が招集する。
- 2 委員の過半数が出席しなければ策定会議を開催することができない。

（設置期間と任期）

第 7 条 策定会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、策定会議委員の任期も同様とする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、事務局が策定会議で諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。